



## 厚生労働省の回答

### 高齢者雇用安定法 Q&A(高齢者就業確保措置関係)

#### 1 高齢者就業確保措置

(努力義務への対応として必要な内容)

③ 改正法においては、高齢者就業確保措置は努力義務（「努めなければならない」とされていますが、事業主が講ずる努力（例えば、創業支援措置について労使協議をしているが、同意を得られていない場合）をしていれば、実際に措置を講じることができなくても努力義務を満たしていることになるのでしょうか。

⇒ 改正法では、高齢者就業確保措置を講ずることによる70歳までの就業機会の確保を努力義務としているため、**措置を講じていない場合は努力義務を満たしていることにはなりません。**また、創業支援措置に関しては「過半数労働組合等の同意を得た措置を講ずること」を求めているため、過半数労働組合等の同意を得られていない創業支援措置を講ずる場合も、努力義務を満たしていることにはなりませんので、継続的に協議いただく必要があります。

#### 改正のポイント ～70歳までの就業機会の確保（努力義務）～

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設。（2021年4月1日施行）

- ① 70歳までの定年の引上げ
- ② 定年の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入  
創業支援措置（雇用によらない措置）
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
  - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

いま、日本経済は、急速に進む少子化と高齢化を背景に、労働人口が減少し深刻な人手不足に陥り、経済成長の大きな阻害要因となっています。少子化が急速に進んだ要因は、価値観の多様化などいろいろと言われていますが、基本的には、財界の要求のままに政府が進めてきた雇用の流動化によって、結婚したくともできない、子どもが欲しくても産めない低賃金の非正規労働者が大量に生み出されたことにあることは間違いないと思います。いわば急速な少子化は、財界と政府自ら招いたと言っても過言ではないのです。

高齢者はどうか。年金支給年齢の引き上げ、激しい物価高騰や増税・社会保険料の引き上げが続く、一方でマクロスライドによる上がない年金によって暮らさの悪化に苦しんでいます。この2つの問題は、財界と政府による経済政策の矛盾の表れであり、財界と政府双方が解決の責任を負っています。こうみえてくると、改正高年法の即時実施は、財界の一員としてのソニーの責務でもあると言えるのではないのでしょうか。

## 措置を講じていない場合は努力義務を満たしていることにはなりません。

一方、厚生労働省の回答は明確でした。「パンフレットのQ&Aに記載の通り、措置を講じていない場合は努力義務を満たしていることにはなりません」と（左）。基準は措置を講じているか否かです。

## 会社、「努力義務の基準が不明確」

ソニー労組は高齢者の安定雇用に向けて、定年廃止を第一に、再雇用制度については5年前から65歳以上継続を要求してきました。会社は改正施行後も現行の再雇用制度で妥当とし、65歳以上は努力義務、対応は検討中、引き続き努力すると繰り返ししてきました。今春闘でも「これまでの厚労省のパンフレットの精査や問合せに加え、各社担当人事を通じたヒアリングや議論」など努力を強調。「努力義務を満たしているとの認識か」と質すと、「基準が明確ではない」「人によって評価が変わる」「違法ではない」と開き直りました。

# SGCとSPPSに申し入れ 努力義務の誤った認識を正し 65歳以上継続雇用早急導入を

高齢者雇用安定法（高年法）が2021年4月に改正施行され、65歳までの雇用義務に加え、70歳までの就業確保措置が努力義務とされました。施行から2年を過ぎても措置の実施は3割未満、厚生労働省は「生涯現役社会の実現に向けたさらなる取組を行う」「措置を実施していない企業に対し、都道府県労働局やハローワークによる必要な指導及び助言を実施する」と公表しています。このような状況の下、ソニー労組は8月24日、ソニーグループ(株)(SGC)とソニーピープルソリューションズ(株)(SPPS)に対し、65歳以上継続雇用の今年10月までの導入、今年12月に65歳満了となる仲間の継続雇用を要求しました。

改正施行から約2年半、会社は厚労省パンフレットの精査や問合せと繰り返し述べてきましたが、未だに何一つ措置を講じていません。

厚労省は「ソニーの状況はよく分かった」と述べ、個別には話せないとした上で、「引き続き周知、普及に努める」と回答しました。

措置を講じることなく春闘団交で「努力義務を満たしている」と断言したSPPSに対し、宮城労働局が仙台TECの関係部署に周知・説明を行っています。

## 改正高年法の即時実施はソニーを含む大企業の責務

### ソニーを含む大企業の責務

全日本電機・電子・情報  
関連産業労働組合連合会  
ソニー労働組合  
TEL 03-5795-6298  
<https://www.sonyunioninfo.com>  
2023. 9. 07